

児童福祉サービス(障害児通所支援サービス)について



サービスの内容

●児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

●放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象に、授業の終了後や休業日に施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●保育所等訪問支援

保育所などを現在利用している障がい児、又は利用する予定のある障がい児を対象に、保育所等で集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【日田市内の事業所】

*サービスの負担金は、所得に応じて決定します。

	児童発達 支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	電話 (市外局番 0973)	住所
こども発達支援センター「銀河」	○	○		26-3111	中釣町 485-3
こどもデイサービス ピーす	○	○		24-2451	淡窓 1 丁目 53-5
あしすと・プラス+		○		29-8390	三本松新町 7 番 7 号
放課後デイサービス にじっこ		○		28-6775	日ノ隈町 196-6
児童発達支援センター び〜と	○	○		28-5626	吹上町 1182
ことばひろば	○	○	○	23-6100	新治町 189-5
さわやか愛の家 ひた館	○	○		25-5002	田島 1 丁目 7 番 184 号
Root.日田		○		29-8707	元町 18-18
アンジン	○	○	○	24-9597	財津町 2669-1
まるさんかくしかく	○	○	○	28-8180	大字庄手 349-1
キラリ月隈	○	○		28-8005	城町 1-7-34
こども発達支援 こころわ	○	○	○	22-2740	丸の内町 7-25

障害児通所支援サービスの対象

●障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)をお持ちの児童

●児童相談所や医療機関から意見書等で、療育の必要性を認められた児童

*障がいや診断名がなくても、支援の必要性が認められれば対象となります

相談支援事業所

福祉サービス利用の相談やサービスの利用計画の作成等を行います。 *相談や計画作成の費用は無料

【日田市内の事業所】

*Beeすけっと

Tel0973-27-6251

日田市淡窓 1 丁目 2-5

*はぎの

Tel0973-24-2451

日田市淡窓 1 丁目 53-5

*ポノ

Tel0973-28-5384

日田市淡窓 1 丁目 2-18 AYビル 1 階

*なぎの風

Tel090-1080-5800

日田市大字庄手 444-2

*エレン

Tel080-1762-7746

日田市大字石井 1305-17

*アンジン plus 1

Tel0973-24-9597

日田市大字三和 2669-1 (財津町)



児童通所福祉サービスの利用の流れ



相談・申請

- 相談支援事業者や市の福祉支援課（障害福祉係）に相談することができます。
- サービスの利用を希望する場合は、市の福祉支援課（障害福祉係）窓口で申請することができます。（*申請は、原則として保護者が行います。）

市の職員と面接

- 支援の必要性を把握のために、聞き取り調査が行われます。
（内容：お子さんの心身の状況、置かれている環境、保護者の状況、他のサービスの利用状況など）



相談支援事業所と話し合う

- 相談支援事業所と保護者が話し合い「障害児支援利用計画・案」を作成します。
*保護者などによる作成も可能。 *計画案は、市へ提出します。

支給決定後、受給者証が届く

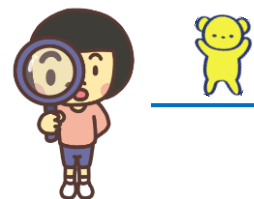
- 市では、お子さんの状況や保護者の意向、児童相談所などの意見、障害児支援利用計画案などを踏まえ、サービスの支給の要否や支給量、支給期間、負担金などを決定し、申請者に通知します。

相談支援事業所や利用事業所と話し合う

- 決定した内容に基づき、相談支援事業所や利用事業所と話し合い、「障害児支援利用計画」を作成します。 *保護者などによる作成も可能 *計画は、市へ提出します。

サービスの利用開始

- サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。



サービスの利用途中

- サービスの量や内容等については、利用開始後も一定の期間ごとに確認（モニタリング）を行い、必要に応じて見直しを行います。